津山市監査委員告示第７号
令 和 ６ 年 ３ 月 １ ９ 日

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき令和５年度の公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員　　和　田　賢　二
津山市監査委員　　原　　行　則

令 和 5 年 度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

津 山 市 監 査 委 員

第１　津山市監査基準に準拠している旨

令和５年度公の施設の指定管理者監査は津山市監査基準に基づき実施した。

第２　監査の種類

公の施設の指定管理者監査（地方自治法第１９９条第７項）

第３　監査の対象

公 の 施 設　加茂町福祉センター
指定管理者　社会福祉法人 津山市社会福祉協議会
所 管 部 署　環境福祉部高齢介護課

第４　監査の着眼点及び主な実施内容

令和４年度における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令、協定書及び仕様書に従い適正かつ効率的に執行されているか、また指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかなどを監査の着眼点とした。

監査にあたっては、監査資料や関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、関係職員からの聴取、現地調査などを行った。

第５　監査の実施場所及び日程

実　施　場　所　加茂町福祉センター
委員による聴取日　令和６年２月９日

第６　指定管理の状況

１　施設の概要等

（１）所　在　地　　津山市加茂町小中原１４３番地
（２）設 置 目 的　　市民の健康の増進、教養の向上を図り、レクリエーション等の場を提供し、もって福祉の向上に寄与する。
（３）延 床 面 積　　１，１３３．０１㎡
（４）構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造瓦葺２階建
（５）施設の内容　　大広間、研修室、和室、調理室

２　管理業務の内容

（１）加茂町福祉センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務
（２）加茂町福祉センターの維持管理に関する業務

（３）加茂町福祉センターの利用に関する料金の徴収に関する業務
（４）加茂町福祉センターの設置目的を発揮するための事業に関する業務
（５）加茂町福祉センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
（６）上記に掲げるもののほか、加茂町福祉センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

３　指定の期間　　平成３１年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理料　　5,744,445 円（令和４年度決算額）

５　利用料金制　　採用

第７　監査の結果

公の施設の管理に係る事務の執行について、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点があったので、必要な措置を講じられたい。

【改善を要する事項】

１　指定管理者

（１）指定管理者が購入する備品等（Ⅱ種）の異動報告や、本業務の一部を第三者に委託する申出等を口頭で行っていた。協定書第５２条の規定に基づき書面により行われるよう改められたい。

（２）毎年度の提出が定められている事業計画書が確認できなかった。協定書第２１条の規定に基づき、事業計画書は毎年度提出し津山市の確認を得るよう改められたい。

（３）提出された月例報告書に、料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等が記載されていなかった。協定書第２２条第１項に沿った内容を報告するよう改められたい。

（４）施設利用料金が館内に掲示されていなかった。加茂町福祉センター条例第１１条第４項の規定に基づき、利用者の見やすい場所に掲示されたい。

（５）指定管理者が使用している加茂町福祉センター使用許可申請書、加茂町福祉センター使用許可書及び加茂町福祉センター使用料減免申請書は、加茂町福祉センター条例施行規則で示されているものと異なっていた。同施行規則に基づき適正に事務処理されたい。

２　所管部署

（１）指定管理者が購入する備品等（Ⅱ種）の異動報告、指定管理者が本業務の一部を第三者に委託すること等、書面で行うべき事務を口頭で済ませていた。協定書第５２条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

（２）協定書で毎年度の提出及び確認を行うこととなっている事業計画書について、指定管理者募集時の事業実施計画書を事業計画書と見なしていた。協定書第２１条第１項の規定に基づき、事業計画書は毎年度期日を示し確実に提出を受け、確認を行うよう改められたい。

（３）加茂町福祉センター条例第３条に規定のない「作業室」・「木工作業所」が、同条例施行規則の様式第１号、第２号及び第４号に示されている。例規を確認し、整合がとれるよう改められたい。

（４）加茂町福祉センター条例施行規則第５条第１項第２号の利用料金の減額について、審査基準が定められていなかった。申請に対する許認可等を公平公正に判断するため、津山市行政手続条例第５条の規定に基づき基準を定められたい。

第８　監査委員の意見

加茂町福祉センターは、地域住民の健康増進、教養の向上を図り、レクリエーションの場の提供等を行っており、地域福祉活動の拠点施設として住民に親しまれ活用されている。

コロナ禍においても、感染症対策を徹底し、住民のニーズを満たす事業を積極的に実施することで、利用者の大幅な減少を抑える結果に繋がった。今後も地域住民の安全安心に配慮し、設置目的に沿った管理運営によって地域福祉の向上に努められたい。

所管部署においては、指定管理者の運営状況を的確に把握し、協定書等に基づいた施設管理となるよう必要に応じて適切に指導監督するとともに、指定管理者と連携し施設の活用推進を図られたい。